

岩国市営繕系工事における「週休2日工事」に関するQ & A

令和6年8月

Q 1 : 休日の取得計画を立てる際、祝日を、休日としてカウントしてもよいか。

A 1 : 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）が行われることを指しますので、祝日に現場が閉所（休息）されるのであればカウント可能です。

Q 2 : 工程上、土・日曜日に作業が必要な場合はどのようにすればよいか。

A 2 : 土・日曜日に現場閉所（現場休息）を計画していたにもかかわらず、やむを得ず現場作業を行う場合は、事前に振替休日（原則、同一週）とその理由について監督職員に協議してください。

Q 3 : 降雨等により急遽、予定外の休日とする場合、休日としてカウントしてよいか。

A 3 : 降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）（一日を通しての閉所（休息））についても、現場閉所（現場休息）日数に含まれますので、カウントできます。ただし、午前あるいは午後のみ（半日＝0.5日）というカウントはできません。

Q 4 : 現場閉所（現場休息）を計画していた日に自然災害等で予定外の作業が発生した場合は、振替休日を取得する必要があるか。

A 4 : 災害等に伴う予定外の対応であっても、特別の理由が無い限り、振替休日を取得してください。同一週の振替休日の取得が困難な場合は、次週に振替休日を確保することも可能です。

Q 5 : 工事着手後、暫くの間は現場が稼働せず、工事が本格稼働した後は日曜日のみを休工日とする場合に、不稼働の期間を対象期間に含めてよいか。

A 5 : 現場が稼働していない期間は、一時中止の期間と同様に対象期間外となります。

現場稼働後に、関連工事等の進捗状況により、受発注者で協議したうえで作業不能（現場閉所（現場休息））となった期間も同様に対象期間外です。

Q 6 : 対象期間に含まない年末年始6日間、夏季休暇3日間とは、具体的にいつなのか。

A 6 : 年末年始休暇期間は、12月29日から1月3日までの6日間、夏季休暇期間は、8月13日から8月15日までの3日間とします。

Q 7 : 夜間作業がある工事の休日取得はどのように考えるのか。

A 7 : 24 時間以上の現場閉所（現場休息）が出来た場合を休日取得として取り扱ってください。

Q 8 : 工事内容が変更となった場合の工期の取扱いはどうなるのか。

A 8 : 受注者の責によらない理由により、工事内容が大幅に変更となる場合は、受発注者が協議の上、適切に工期を見直すものとします。

Q 9 : 現場閉所（現場休息）日に、現場代理人や作業員が他の現場で作業をしていた場合も現場閉所（現場休息）扱いとなるのか。

A 9 : 現場閉所（現場休息）とは、「1 日を通して現場及び現場事務所が閉所（休息）された状態」のことであるため、現場閉所（現場休息）として取り扱うことは可能ですが、「週休 2 日工事」の趣旨を踏まえて、現場代理人や作業員の休日が確保できるよう、十分なご配慮をお願いします。

Q 10 : 現場事務所でなく会社にて事務作業を行う場合は現場閉所（現場休息）とみなしてよいか。

A 10 : 現場事務所で行う事務作業を会社で行う場合については、現場閉所（現場休息）とみなせません。

Q 11 : 現場閉所（現場休息）率の算定式を示してほしい。

A 11 : 次式により算出するものとします。

現場閉所（現場休息）率＝対象期間内の現場閉所（現場休息）日数÷対象期間内の日数×100（％）

（小数第 2 位切り捨て）

Q 12 : （受注者の責めに帰すことができない事由により）工期延伸となった場合、延伸した期間も含めて現場閉所（現場休息）率を算出して良いのか。

A 12 : 工期延伸した期間も含めて対象期間となります。ただし、工期延伸の理由については、天候の不良等、受注者の責めに帰すことができない事由（岩国市契約約款第 21 条に該当する事由）に限るものとします。

ここでいう天候の不良とは、例年に比べて雨天が多いと判断できる場合をいう。

Q 13 : 5 月の大型連休の現場閉所（現場休息）は、現場閉所（現場休息）率の算定対象としてよいか。

A 13 : 大型連休（土・日曜日を除く）は「祝日」にあたりますので、現場閉所（現場休息）率の算定期間の対象となります。

Q 14 : やむを得ず「夏季休暇」や「年末年始」に作業を行った場合、どのようにして現場閉所（現場休息）率を算定すればよいか。

A 14：質問のケースの場合、「夏季休暇」は3日間、「年末年始」は6日間となるよう、別の日に振り替える必要がありますので、事前に振替日とその理由について監督職員と協議してください。発注者の了解があった場合は、「夏季休暇」や「年末年始」の日程変更とみなした上で、現場閉所（現場休息）率を算定します。

Q 15：週休2日工事の対象外である特に緊急を要する工事等で週休2日を確保した場合、工事成績評定での評価対象になるか。また、経費の補正の対象となるか。

A 15：休日を確保したことについては、工事成績評定の評価対象になります。ただし、緊急を要する工事等、週休2日工事の対象外の工事については経費補正の対象となりません。

Q 16：対象工事を受注し、週休2日を実施しなかった場合あるいは達成できなかった場合にペナルティはあるのか。

A 16：明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、内容に応じて、工事成績評定において、「法令遵守等」－「その他」の項目で点数を減ずる措置を行います。

Q 17：受注者希望型の場合、契約後の協議において、受注者が月単位を実施するとした場合で、通期のみ達成したときの経費の補正や工事成績評定での評価はどうなるのか。

A 17：契約後の協議において、月単位を実施するとした場合で、通期のみ達成した場合は、以下のとおり取り扱います。

（1）経費：通期での補正（当初の補正から変更なし）。

（2）工事成績評定：評価しない。

Q 18：現場作業着手日、現場作業完了日とは。

A 18：現場作業着手日：現場での準備作業（現地測量、現場事務所の処置や資機材の搬入等）に着手した日

現場作業完了日：現場の後片付け作業（資機材の搬出、清掃等）が完了した日
ただし、資機材の一部搬出が遅れるなどの理由により、現場作業が概ね完了した時から残りの作業完了時までの間を現場閉所（現場休息）とした場合については、計画工程表で現場閉所（現場休息）期間として見込んである場合限り、対象期間内での現場閉所（現場休息）扱いとする。

Q 19：現場作業完了前に補正係数の適用区分が確定しないまま設計変更できるのか。

A 19：工程及び休日取得の見通しが立っている場合、受発注者協議により、現場作業の完了を待つことなく設計変更は可能です。万が一、受注者の責によらない事由により工程の遅れが生じた場合の対応は受発注者協議によってください。